

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成29年 9月19日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
福知山市宇堀（水内）945番地		福知山市上下水道部 福知山市上下水道事業管理者職務代理者 上下水道部長 大柿 日出樹（電話 0773-22-6503）					
主たる業種	水道業	細分類番号	3 6 0 0				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26～28年実績の平均を基準とし、平成32年までの3年間で年率4%以上削減する。						
計画を推進するための体制	上下水道部長を統括者とし、環境マネジメント事務局とエコ推進員およびエネルギー管理員が中心となって排出量削減の推進に取り組む。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	12,102.1 トン	11,832.1 トン	11,595.5 トン	11,363.6 トン	-4.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	12,073.6 トン	11,832.1 トン	11,595.5 トン	11,363.6 トン	-4.0 パーセント	
	目標の根拠	国による温室効果ガス削減中期目標(2030年までに2013年度比26%削減)の達成のためには年率1.8%程度ずつの削減が必要となるため、前年度比2%削減の目標とした。稼働施設の統合・運転見直し、機器更新・補修等を実施し、排出量削減に努める。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所および水道施設	事業活動に伴う排出の量 (配水量(千m ³)÷10)	3.82	3.75	3.67	3.60	-3.84 パーセント
	下水道施設	事業活動に伴う排出の量 (流入下水水量(千m ³)÷10)	3.78	3.71	3.63	3.56	-4.39 パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	指標は各事業の目的物とし、水道事業は浄水場での水道水生成量(配水量)を、汚水の処理が主目的の下水道事業は、下水処理場へ流れ込む下水水量(流入下水水量)とした。目標原単位は、事業量を基準年度固定とした場合に、各年度の目標達成に必要な値を算出。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		33.0 パーセント	85.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	下水処理施設(農集排)の統合					
	(30)年度	下水処理施設(農集排)の統合、水道取水施設の運転効率化					
	(31)年度	下水処理施設(農集排)の統合、照明設備の更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月第2木曜日をノーマイカーデーとしている。					
	上記の措置を採用する理由	事業所立地条件や周辺公共交通網の事情によりマイカー通勤者が多く、可能な範囲での実施ではあるが効果的と思われるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。